



土浦市監査委員告示第6号

令和4年3月4日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和4年4月25日

土浦市監査委員

藤田雪絵

土浦市監査委員

内田卓男



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の提出

令和4年3月4日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の意見陳述の際の補正の結果等を踏まえ、記載する。

（1）本件請求の対象 土浦市長

（2）対象の会計行為

令和2年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に交付した補助金（以下「本件補助金」という。）のうち中村ブロック会（以下「本件ブロック会」という。）が調査研修事業に該当するものとして「非接触型検温器」（以下「検温器」という。）を購入したこと。

（3）対象行為の不当性

本件要項に基づき地区長連合会に概算払いされた本件補助金のうち「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件ブロック会が検温器を購入したことが次の理由により不当である。

- ① 多数の研修者が1か所に集合して行う研修ではなく、自宅研修会を実施するために感染症対策用品である検温器は必要ない。
- ② 地区とは、ブロック会とは別の団体であるにもかかわらず、その地区の会議で使用する

る検温器をブロック会の調査研修事業として補助金を交付している。

- ③ 研修の教材とした「コロナウィルス19特講2021（以下「テキスト」という。）」には、検温器を用いた研修等に関する記載はなく、仮に検温器自体の研修をするのだとしてもその操作に研修が必要なものとは思えない。
- ④ 検温器の購入の際、個人の名義のクレジットカードで支払い、商品が個人宛に届けられており、本件ブロック会の会計手続によって行われたとは認められず、その購入に係る領収書には宛先が書き加えられており、会計証拠書類の用をなさない。

（４）発生した損害の内容

本件ブロック会が検温器の購入に係る経費に補助金を充当したことは、不当な補助金の支出に当たるため、その購入額78,850円のうち、不当な補助金額確定に当たる額が市の損害に当たる。

（５）措置請求内容

本件補助金について、本件ブロック会が検温器の購入に係る経費に補助金を充当したことは、不当な補助金の支出に当たるため、土浦市長は、本件補助金に係る額の確定を取り消し、地区長連合会に対して検温器の購入費78,850円のうち、不当な補助金額確定に当たる額の返還を命ずるよう要求する。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- （１）資料１ 令和２年度 収入・支出決算書
- （２）資料２ 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- （３）資料３ 講義編 文献／COVID-19特講・講義編
- （４）資料４ 非接触式電子温度計に係る領収書

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和4年3月9日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件ブロック会が購入した検温器が補助金の交付対象となるか否かの判断を監査委員に求めている、当該補助金は、概算払いにより交付され、令和3年3

月 31 日付けの土浦市地区長連合会補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしたもので、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和 3 年 9 月 10 日佐賀地方裁判所判決では、「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法 242 条 1 項の違法若しくは不当な「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、不当な補助金の支出を原因として、補助金の返還を求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、上述のとおり、請求人は、財務会計上の行為ではない補助金の交付額の確定について判断を求めていることから、いわゆる真正怠る事実該当することになり、法第 242 条第 2 項の規定の適用がないものとして住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断した。

第 3 本件請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和 4 年 3 月 9 日に本件請求を正式に受理することを決定し、同日付けで請求人にその旨を通知した。

第 4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和 4 年 3 月 9 日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和 4 年 3 月 17 日にその機会を設けた。

（1）措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出

請求人から次の措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出があった。

ア 令和 4 年 3 月 11 日付け 措置請求書の補正の申出

イ 令和 4 年 3 月 16 日付け 意見陳述口述原稿（添付書類 9 件を含む。）

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 令和2年度に本件ブロック会は、テキストと検温器を購入し、19地区長の「自宅研修会」を行ったが、検温器の購入及び購入に係る会計手続きは不当なものであり、土浦市長は、土浦市地区長連合会長に対し、補助金額確定通知を取り消し、検温器の購入に充当した補助金額の返還を命ずるべきである。
- イ 本件ブロック会の研修とは、検温器を教材として、19名の地区長が一堂に会することとはせずに、個別にそれぞれの自宅で研修を行ったもので、多人数が一か所に集合して研修を行うものではなく、特別な感染症対策は必要がなく、感染症対策用品である検温器は研修の実施に必要なではない。
- ウ 実施機関は、事前に本件ブロック会から「地区での会議等で使用する検温器」を購入した旨の報告を受けているが、一般に「地区」とは、町会や町内会、自治会等（以下「町内会等」という。）の意味で用いられ、「地区での会議等で使用する」とは、町内会等の会議で使用するものであり、検温器を地区長連合会以外の組織や団体で使用するために購入したことになり、検温器の購入に補助金を充当したのは不当である。
- エ 地区長連合会の実績報告書には、令和3年2月以降、本件ブロック会で各地区の会議等の記録がなく、会議が実際に行われたか確認ができず、「地区での会議に使用する」とした実施機関の主張は、信頼に乏しい。
- オ 本件補助金は、地区に還元することを目的としたものではなく、地区長連合会以外の組織や団体などに補助金を使うのは、交付の目的を逸脱した不当な補助金の使用に当たる。
- カ 本件請求に係る補助金に関する関係人調査の調書（以下「関係人調書」という。）での関係人の発言内容は、公文書等に記録が無く、情報公開請求によってもその具体的な内容は確認することができず、極めて信頼性が乏しいものである。
- キ 実施機関は、関係人調書で「団体ごとに規約を備えておまして」と補助金等の運用がブロック会規約に基づき適正に行われているかのようですが、実態は「口頭での存在確認をしており」であって、実施機関は一切その規約を把握していない。
- ク 地区長連合会は、会則に会計に関する規定を備えておらず。その団体に、本市が補助金を交付し続けているというのは、何とも理解しがたく、ブロック会の会則ぐらいは確認すべきではないかと思量し、「こんにちは市長さん」を利用して、会則の入手や確認が必要ではないかと具申したが、実施機関はブロック会の会則にはまるで関心がない。
- ケ 本件ブロック会は、テキスト及び検温器を教材として「自宅研修会」を行ったが、実施機関は、研修実施に必要な感染症対策用品や地区での会議等で使用する検温器として補助金を充当することを認めており、それらは矛盾する。
- コ テキストには、検温器自体やそれを用いた感染症対策等の記述がなく、テキストと検

温器を教材として、というような研修状況は元々生起しないから、検温器は補助対象にはなり得ない。

サ 実施機関は、テキストについて「特に高度な内容とは考えておらず、一般の方向けにも正しく理解するための内容の教材」とするが、著者は、コロナウイルスに関する正しい知識や情報を講じ、インフォデミックの混乱から現場の医療従事者を守ることを目的とするとしており、その内容は専門性が高く、引用文献を読みこなす医学知識が求められるため、独習によって履修可能なものではない。

シ 検温器は、一般向けの汎用検温器具で、軽便性を備え、扱い方に特別の知識や資格、訓練などはもちろん、研修の必要もなく、市が調達し、各学校等に配布したときも研修をせず使用できていたもので、ましてやコロナ禍で検温器を使用する機会もなかったのであるから、検温器は補助の対象とはならないことが明らかである。

ス 検温器の購入は、代金の支払いに個人名義のクレジットカードを使用し、個人宛てに送り届けられているため、本件ブロック会の会計手続きによって行われたとは認められず、どのように個人名義のクレジットで購入品の代金支払いに充てたのか、明らかにならなければ、検温器の購入に係る領収書（以下「領収書」という。）は、本件ブロック会の会計証拠書類として認められない。

セ 領収書には、手書きで原本に書き加えられた痕跡が認められ、発行者以外の関係者等によって書き加えが行われた疑いのある領収書は、会計証拠書類として用をなさず、公金の支出が適正に行われたとは認められない。

ソ 請求人は、令和2年度に本件ブロック会が検温器を購入したものに係る交付金の支出は、土浦市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第11条の規定に反し不当であり、実施機関は、土浦市地区長連合会長に対し、検温器の購入費78,850円のうち、不当な補助金額確定に当たる額の返還を命ずるよう要求する。

タ 当初計上した補助事業を実施できない場合は、団体はその補助金を市に返すのが原則で、実施機関自らが「住民自治の向上及び市民福祉の向上の範囲であれば」などと対象範囲を拡大してまで、補助金の使い切りを勧めるという姿勢は不可解である。

チ 本市条例や規則に定義がなく、各種計画にも根拠がない「住民自治の向上」や「市民福祉の向上」といった実態のない対象に公金がつぎ込まれるというのは、不可思議である。

ツ 「地区長連合会で説明した内容の記録がない」とか「記録はないが、事実として課内の共通認識である」というように、第3者が事実の確認やそれに基づく反論できないようなことを公式の場で発言するのは情報公開以前の問題であり、文書主義の徹底を図るべきである。

テ 「補助金の使い切りを勧めるという姿勢は不可解です。」との意見に関してどういう形で使い切りを勧める姿勢があったと認識したかについて、原因になっているのが概算払というシステム、概算払というのは、もらった方は、これはなんとか使おうかと、せっか

くもらったものだからなんとか使い切りを考えようとするもので、さらに住民自治の向上、市民福祉の増進、あれは全然根拠のない言葉で、その言葉を持ち出し、この範囲でというようなやり方をするというのは使い切りを勧めるような態度姿勢だと思う。

(3) 意見陳述の際の補正

意見陳述終了後に監査委員が措置請求書の記載内容のうち、措置請求書6ページ「措置の請求」の3行目「土浦市地区長連合会補助金金額確定通知書」は「土浦市地区長連合会補助金金額確定通知書」であることを確認し、補正を行った。

2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件ブロック会が購入した検温器が本件補助金の「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるか。
- (2) 本件ブロック会が「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして検温器の購入に本件補助金の一部を充当した部分について、市長が地区長連合会に対する返還請求権の行使を怠っているか、その前提として、本件補助金の交付決定を取り消し、本件補助金の返還請求権を発生させるべき事実があるか。

3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

- (1) 調査日時 令和4年3月17日 午後2時30分から
- (2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員
- (3) 令和3年12月23日に提出のあった資料

(本件請求以前に本件補助金に係る住民監査請求の監査のために提出のあったもの)

提出資料1 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について(起案)【市】

提出資料2 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の概算払について(起案)【市】

提出資料3 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について(起案)【市】

- 提出資料 4 支出に係る帳票（支出負担行為票、支出命令書（概算払）及び精算書）【市】
- 提出資料 5 令和 2 年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について（起案）
【地区長連合会】
- 提出資料 6 令和 2 年度土浦市地区長連合会補助金概算払請求書の提出について（起案）
【地区長連合会】
- 提出資料 7 令和 2 年度土浦市地区長連合会ブロック会補助金（調査研修事業）の配分
および交付について（起案）【地区長連合会】
- 提出資料 8 令和 2 年度補助事業実績報告書及び補助金概算払い精算書の提出について
（起案）【地区長連合会】
- 提出資料 9 地区長連合会ブロック会事業補助金交付申請書【地区長連合会】
- 提出資料 10 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書【地区長連合会】

（5）聴取内容の要旨

関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 請求人は、本件補助金のうち「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件ブロック会の検温器の購入に充当されたことは不当であるとしているが、本件補助金は、コロナ禍前であれば、主にブロック会が実施する県外視察に対する補助であったが、コロナ禍ではこれを断念し、地区に還元できる内容を検討した結果、ブロック内での会議や研修会等の開催時に使用することを想定し、検温器を対象経費と認め、本件要項では、ブロック会調査研修事業の具体的な補助対象経費が規定されていないが、感染症が拡大し、活動に参加する際には検温、消毒することが大前提となった中で感染症対策用品の購入に補助金を充当することは、法 232 条の 2 及び交付規則 11 条の規定に反するとは考えていない。
- イ 請求人は、本件ブロック会の研修は「自宅研修会」なので、新型コロナウイルス感染症対策の検温器は必要がないと主張しているが、本件ブロック会からの実績報告書には、『テキストと検温器を教材として、19 地区長の「自宅研修会」を行った。』とあり、再度確認したところ、自宅でテキストを基に各地区長がコロナについて学習し、さらに検温器と体温計との違いについて認識してもらうことを意図したものであり、その後、各地区長に配布した検温器は地区での会議等でも利活用されているとのことで、実績報告書には、一部誤解を招くような表現もあったが、地区長の資質向上とブロック会におけるコロナ対策の一助になったと考えている。
- ウ 請求人は、関係人調書に「地区での会議等で使用する体温計の購入」とあるが、「地区での会議等」はブロック会の調査研修事業には該当せず、補助金の目的外使用に当たると主張しているが、地区での会議については、個別具体的に会議名の報告等は受けておらず、前回の意見陳述で使用した「地区での会議等」とは、ブロック内で催される

ブロック会の役員会や地区役員同士の打合せ等を含む広い範囲を示す言葉として使用しており、コロナ禍で検温の必要性が国からも十分周知され、検温器を地区長が独占的に使用することを意図しておらず、ブロック内の各地区での会議や集まりの場でも積極的に使用することを本意としており、ブロック会調査研修事業補助金の目的外使用に該当するとは考えていない。

エ 請求人は、検温器の代金の支払いが本件ブロック会の会長個人のクレジットカードでされており、本件ブロック会の会計手続きによって行われたとは認められず、概算払いされた交付金が検温器の代金の支払いに消費されたのかがわからず、領収書の宛名を本件ブロック会の会長自身で記入した疑いがあると主張しているが、領収書は、12月3日の住民監査請求の提起により、本件ブロック会の会長から任意で提出され、市から提出を依頼していないものであり、市は概算払いで本件補助金を地区長連合会に支出し、地区長連合会がブロック会に分配してしているため、補助金で物品等を購入する場合の購入、支払方法は、ブロック会に委ねられており、本件ブロック会会長個人のクレジットカードで支払いも問題とならず、領収書の宛名については、本件ブロック会の会長がブロック会の事業として物品を購入したことを記録しておくために自身で記入したものであったが、注文商品、請求先住所や金額を修正したわけではないため、会計証拠書類の用をなさないことはなく、交付規則第18条の規定に反するものではない。

オ 地区での会議のために検温器を購入することに市が補助金を交付する理由について、地区での会議等とは、ブロック内で催されるブロック会の役員会そして地区役員同士の打合せ等を含む広い範囲でその活動をコロナ禍でも継続ができるようにするため、検温器の購入に補助金を充ててることを認めた。

カ 町内会等がこの補助金の交付対象者になるかについて、あくまでも今回の対象者は地区長連合会、そしてそこから分配されるブロック会である。

キ 感染症対策用品を購入することが公益上必要で市が補助する必要があると考えたのはなぜかについて、コロナ禍で地区での、ブロック会地区での会議等の活動を継続できるようにするためであり、ひいては本件要項の趣旨でもある市民福祉の増進に繋がるものと考えている。

ク 感染症対策用品を購入することが公益上必要であり、ブロック会の調査研修事業の範疇に入ると考えた理由について、感染症対策用品の購入は、ブロック会の独自制度、裁量だが、ブロック会長連絡調整会議でブロック会長から補助金の使途について相談を受け、コロナ禍での研修実施に必要な感染症対策用品に補助金を充てられることをこちらから説明し、本件ブロック会からはブロック会内それから地区での会議等で使用してコロナ禍においてもその活動を継続できるよう購入したという報告があった。

ケ ブロック会の調査研修事業はブロック会が構成員である地区長のために行う調査や研修に係る事業に補助金を交付するものではないのかについて、コロナ禍での研修実施に必要な感染症対策用品に対して交付したもので、研修事業に補助金を交付したものと

様と考えている。

コ 補助金の実績報告を受けた際に領収書の提出を求めているが、実績報告書に記載された内容に補助金が使われたことについては何をもって確認をしているかについて、実績報告書に添付されている収支報告書で確認している。

サ 個人のクレジットカードで物品等を購入しても、領収書の宛名を購入者が記入したもので問題ないとしているが、何をもって個人名義で購入されたものがブロック会のために購入されたということを判断したかについて、ブロック会で検温器がどの会議研修会で使用されたかは把握していないが、改めて本件ブロック会会長に確認したところ検温器は各地区長に配布し、各地区長が各々の地区での会議や打ち合わせを行う際に使用されたことで個人名義のクレジットカードで支払いをしているがブロック会のために購入したのは明らかであると考えている。

シ ブロック会が開催されたというのは何かで確認したかについて、ブロック会会長から口頭で確認している。

ス 手書きの領収書が自主的に出されたというが、今回の請求が出たことで出されたのかについて、今回の住民監査請求を受け、こちらでも確認をさせていただきというお話をした。

セ 地区長連合会は、地区長の集まりであって、地区ではないがその辺の認識の違いについて、検温器についてはブロックの集まりで使う、使わないときには各地区長が持っているので地区の集まりやイベントなどのときに使うのが有効に使えると考えている。

ソ 地区長に配るということは、地区の人達の為に検温器を使ってくださいというような意味に解釈され、本件補助金の対象がどこまでかはっきりさせる必要がないかについて、監査委員の言うとおりであり、中身のあり方、それから補助金のあり方、今後については整理していきたいと思う。

タ 「請求内容について全て否認いたします。」とは「請求人の主張した内容は全て事実ではない」それとも「検温器の購入に充てられた補助金の返還を請求する部分」のどちらかについて、補助金が不当であるので返還を請求するといった部分である。

(6) 関係人調査で明らかにならなかった事項に係る質疑について

令和4年3月17日に実施した関係人調査でも明らかにならなかった事項について、同年4月5日付で回答を求めた内容は、おおむね次のとおりである。

ア ブロック会に検温器19台分の補助金を交付するということは、町内会等も受益者となると思うが検温器の購入が公益上必要な理由について、町内会の会長を兼ねていることが多い地区長に対し補助した認識であったため、19台の購入を認めており、ブロック内の会議や町内会の集まり等で検温器を活用することは、市民の健康を守るという観点からも本件要項の市民福祉の増進につながり、公益上必要であったと考えている。

イ 検温器をブロック会の会議のために購入したものと判断した理由について、本件ブロック会から実績報告書の提出を受け、ブロック会の会議と町内会の集まり等のどちらの側面にも検温器の必要があると判断した。

ウ 補助金の請求者が自ら作成した収支決算書だけでブロック会のために検温器19個が購入されたことに疑いがないと思える理由について、ブロック会は地区長連合会に任意で組織され、ブロック会には独自性と裁量を認めているため、収支決算書等に疑義は生じないと考えているが、改めて本件ブロック会に検温器が各地区長に配布され、会議等で使用している状況を確認している。

エ 個人のクレジットカードで決済したものが団体の為に購入したものと判断できる理由について、実績報告書によれば、検温器は各地区長に配布し、それぞれが会議や打ち合わせ等の運営を行うために購入したとの記載があるため、団体のために購入したと判断し、本件ブロック会の地区長に町内会での清掃活動や班長会議等で使用している事実を確認した。

オ 市民活動課がブロック会調査研修事業の補助対象として、感染症対策に係る物品の購入を認めたのは、主に各町内会の会議で利用することを想定していたかについて、各地区長は町内会長を兼ねていることが多いことから、町内会で使用することを想定していた。

第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、交付規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要があるものについてのみ予算に計上する」とされている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準等を明らかにしている。

2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

3 検温器の購入に公益性があるかについて

請求人は、本件補助金のうち「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件ブロック会の検温器の購入に充当されたことは不当であるとしているが、監査対象機関は、本件補助金は、コロナ禍前であれば、主にブロック会が実施する県外視察に対する補助であったが、コロナ禍ではこれを断念し、地区に還元できる内容を検討した結果、ブロック内での会議や研修会等の開催時に使用することを想定し、検温器を対象経費と認め、本件要項では、ブロック会調査研修事業の具体的な補助対象経費が規定されていないが、感染症が拡大し、活動に参加する際には検温、消毒することが大前提となった中で感染症対策用品の購入に補助金を充当することは、法232条の2及び交付規則11条の規定に反するとは考えていないとしている。

4 自宅研修会に検温器が必要かについて

請求人は、本件ブロック会の研修は「自宅研修会」なので、新型コロナウイルス感染症対策の検温器は必要がないと主張しているが、監査対象機関は、本件ブロック会からの実績報告書には、『テキストと検温器を教材として、19地区長の「自宅研修会」を行った。』とあり、再度確認したところ、自宅でテキストを基に各地区長がコロナについて学習し、さらに検温器と体温計との違いについて認識してもらうことを意図したものであり、その後、各地区長に配布した検温器は地区での会議等でも利活用されているとのことで、実績報告書には、一部誤解を招くような表現もあったが、地区長の資質向上とブロック会におけるコロナ対策の一助になったとしている。

5 地区での会議等のための検温器の購入が補助金の目的外使用に当たるかについて

請求人は、関係人調書に「地区での会議等で使用する体温計の購入」とあるが、「地区での会議等」はブロック会の調査研修事業には該当せず、補助金の目的外使用に当たると主張しているが、監査対象機関は、地区での会議については、個別具体的に会議名の報告等は受けておらず、前回の意見陳述で使用した「地区での会議等」とは、ブロック内で催されるブロック会の役員会や地区役員同士の打合せ等を含む広い範囲を示す言葉として使用しており、コロナ禍で検温の必要性が国からも十分周知され、検温器を地区長が独占的に使用することを意図しておらず、ブロック内の各地区での会議や集まりの場でも積極的に使用することを本意としており、ブロック会調査研修事業補助金の目的外使用に該当するとは考えていないとしている。

6 個人のクレジットカードによる支払い等がブロック会の会計手続きと言えるかについて

請求人は、検温器の代金の支払いが本件ブロック会の会長個人のクレジットカードでされており、本件ブロック会の会計手続きによって行われたとは認められず、概算払いされた交付金が検温器の代金の支払いに消費されたのかがわからず、領収書の宛名を本件ブロック会の会長自身で記入した疑いがあると主張しているが、監査対象機関は、領収書は、12月3日の住民監査請求の提起により、本件ブロック会の会長から任意で提出され、市から提出を依頼していないものであり、市は概算払いで本件補助金を地区長連合会に支出し、地区長連合会がブロック会に分配してしているため、補助金で物品等を購入する場合の購入、支払方法は、ブロック会に委ねられており、本件ブロック会会長個人のクレジットカードで支払いも問題とならず、領収書の宛名については、本件ブロック会の会長がブロック会の事業として物品を購入したことを記録しておくために自身で記入したものであったが、注文商品、請求先住所や金額を修正したわけではないため、会計証拠書類の用をなさないことはなく、交付規則第18条の規定に反するものではないとしている。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 監査の対象事項の（1）についての判断

監査対象事項の（1）本件ブロック会が購入した検温器が本件補助金の「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるか判断するためには、検温器の購入が法232条の2及び交付規則第16条第1項に該当するか否かを確認する必要があるため、「検温器の購入に補助金を充当することが公益上必要と言えるか。」及び「交付規則第16条第1項各号に該当するような事実があるか。」の2点を争点として検証する。

（1）検温器の購入に補助金を充当することが公益上必要と言えるかについて

補助金の交付について、平成30年8月2日大阪地方裁判所判決では、「法232条の2は、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定しているところ、地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の可否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものとして地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、同条が公益上の必要性を要件とした趣旨は、恣意的な補助金等の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、裁量権の範囲には一定の限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の

必要性に関する判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付決定は違法と評価されると解するのが相当である。

そして、上記の判断に裁量権の逸脱又はその濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。」とされている。

請求人は、本件補助金の交付対象ではない町内会等で使用するものであること、地区長が一堂に会した研修会を行うものではないため、検温器が必要ないなどの理由で「ブロック会調査研修事業」として、本件ブロック会が検温器の購入に補助金を充当したのは不当であるとしているが、上記判決内容からすれば、検温器の購入が補助金の交付対象となるか否かは、公益上の必要性の有無により判断するものと解される。

関係人調査での監査対象機関の主張によれば、ブロック内での会議や研修会等での使用を想定し、感染症が拡大し、活動に参加する際には検温、消毒することが大前提となった中で感染症対策用品として検温器に補助金を充当したとしているがブロック会の会議で使用するために購入するのであれば、19個は必要とは思えないことから関係人調査後に改めて確認してみると町内会等での使用を想定した上で検温器を補助の対象とすることを認めたとのことであった。

監査対象機関が主張するように町内会等が検温器を購入し、ブロック内の会議や町内会の集まり等で検温を行い、コロナウイルス感染症の疑いがある人との接触を避けることは、市民の健康を守ること及び本件要項の目的である市民福祉の増進につながるものと推察され、町内会等の検温器の購入に補助金を交付することは、公益上の必要性があると認められる。

(2) 交付規則第16条第1項各号に該当するような事実があるかについて

交付規則第16条第1項では、偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき、補助金等を他の用途に使用したとき等は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされている。

本件請求が上記のような事情に該当するかについて検討することで検温器の購入に補助金を充当したことが不当であるか検証する。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたときについて

請求人は、検温器の代金の支払いが本件ブロック会の会長個人のクレジットカードでされており、本件ブロック会の会計手続きによって行われたとは認められず、概算払いされた交付金が検温器の代金の支払いに消費されたのかがわからず、領収書の宛名を本件ブロック会の会長自身で記入した疑いがあり、会計手続きに不備があると主張していることから、検温器が本件ブロック会のために購入されたものか疑念を持っているもの

と推察される。

それに対し、監査対象機関は、実績報告書に記載された内容で補助金が充当されたことを収支報告書で確認したとしている。

監査対象機関は、補助金の額の確定に当たり、領収書の提出を求めておらず、収支報告書で実績報告を受けた内容を確認しただけで補助金の額の確定を行ったようであるが、市が概算払いで本件補助金を地区長連合会に支出し、地区長連合会がブロック会に分配しているからブロック会の裁量で補助金を自由に使っていいわけではなく、いくらテキストと検温器を買ったのかさえ把握できていないのは、補助金が支出された内容を確認する方法として不十分であったのは明らかである。

しかしながら、請求人が主張しているのは、検温器の購入に個人のクレジットカードが使われたことや領収書の宛名が発行者以外の者によって記入されているという事実であり、その事実が直ちに偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとまで断定できるものではなく、4月5日付で監査対象機関に回答を求めた内容によれば、監査対象機関が本件ブロック会に使用状況を確認し、ブロック会及び町内会等の集まりで使用されているとのことであり、検温器が本件ブロック会のために購入されたことに疑いはないことから、補助金の交付決定を取り消すべき理由があるとは認められない。

イ 補助金等を他の用途に使用したときについて

請求人は、「関係人調査調書」で「地区での会議等で使用する体温計の購入」とあるが、「地区での会議等」にはブロック会の調査研修事業には該当せず、補助金の目的外使用に当たると主張している。

これに対し、監査対象機関は、「地区での会議等」とは、ブロック内で催されるブロック会の役員会や地区役員同士の打合せ等を含む広い範囲を示す言葉として使用しており、コロナ禍で検温の必要性が国からも十分周知され、検温器を地区長が独占的に使用することを意図しておらず、ブロック内の各地区での会議や集まりの場でも積極的に使用することを本意としていたが、町内会等が受益者となることが不明確であったことから、再度監査対象機関に4月5日付で回答を求めたところ、町内会等の集まり等を含むものと考えていたとのことであった。

また、本件ブロック会が検温器を購入するに先立って監査対象機関は、ブロック会長連絡調整会議で「コロナ禍での研修実施に必要な感染症対策用品に補助金を充てられる」と説明しており、本件ブロック会が感染症対策用品である検温器の購入に本件補助金を充当しようとするのは自然であり、本件補助金の対象とならない検温器を購入したという認識がなかったことが伺える。

しかしながら、本件補助金の交付対象は、地区長連合会であり、本件補助金の受益者は、地区長連合会及びその構成員である地区長に限ると考えるべきであり、町内会等を受益者として想定しながら本件補助金の交付を認めたのは適切ではない。

本来本件要項の対象にならないものを事前に本件ブロック会に対して本件要項の対象になると監査対象機関が案内したことが原因で補助金を他の用途に使用したかのような疑念が生じているが、町内会等を対象に検温器の購入を補助することは、既に検証したとおり、公益上の必要性が認められるものであり、監査対象機関が別に補助対象事業を創設し、当該事業に係る補助金として本件ブロック会が交付を受けたとすれば、このような疑念を生じることはなかったはずであり、監査対象機関の事務処理の誤りに起因したものであったことは明白である。

したがって、監査対象機関の事務処理の誤りによって交付規則第16条第1項第3号に該当する事実があることは否定できないが、町内会等を対象に検温器の購入に係る補助金を交付することには公益上の必要性が認められることから、補助金の交付決定を取り消すべき理由があるとは言えない。

2 監査の対象事項の（２）についての判断

上記のとおり、本件補助金の交付事務については補助金の額の確定に際し、領収書の確認を怠っていること、本件要項の交付対象とは言えない検温器を補助の対象としていること等の事務処理の不手際があったものの、検温器の購入に係る費用として補助金を交付することには公益上の必要性が認められることから、交付規則第16条第1項の規定により本件補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すべき事由があるとは認められない。

したがって、本件補助金について、地区長連合会に返還請求権が発生するものではないため、請求人の地区長連合会に補助金の返還を求めるべきという主張には理由がない。

3 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

監査の結果は、棄却となったものの、監査対象機関の補助金交付に係る事務については、次のような問題があったことから、補助対象を明確にし、事務の進め方を見直すなどして適正な事務処理をされたい。

- （１）本件補助金の交付先が地区長連合会であることを理由にブロック会調査研修事業に係る部分の補助金の額の確定に関する事務を地区長連合会に委任し、市では領収書等

の確認をしていなかった。

- (2) 本件要項では交付対象とならない町内会等を受益者として補助金を交付していた。
- (3) 本件要項では交付対象とならない町内会等を受益者とする補助が可能だと誤認し、ブロック長会議でその旨を市が案内していた。
- (4) 本件要項の補助対象経費が明確でない等が原因で監査対象機関が補助の対象を拡大して解釈し、その結果、補助対象を見誤っていた。

また、上記のような不適切な事務処理を行っていた原因として、補助金に関する事務を理解していないことが考えられるため、補助金の交付手続の基本的な事項を定めている交付規則や個別の補助事業について定めている補助金交付要項の内容を精査し、常に確認しながら事務を進め、誤った前例を踏襲することのないよう徹底されたい。